

保育所保育指針を読んで

日 名 子 太 郎

一、「総則」について

この総則の冒頭部は、たいへん重要であると思う。なぜなら、児童福祉法第三十九条では、保育所は、その第一項で、乳児又は幼児を保育することを目的とし、第二項では、その他の児童を保育することができると規定されているものである。しかし、本指針のこの部分では、「保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする」としており、以下、どの部分においても第三十九条第二項の「その他の児童」についてふれていない。このことは、もちろん、意味があつたのことは思うが、それなれば、その点についてふれることが必要と思うのであるが……。しかし、「その他の児童」について一切ふれないことによつて、保育の対象を乳幼児に限定し、保育の対象から、「その他の児童」を除く、つまり「その他の児童」

の保育に対しては、別に適当な言葉を用いて、別にこれを定める意向が、ここに示されていると解して解されないことはない。そして、保育の基本的性格として、「養護と教育とが一体となつて、豊かな人間性をもつた子どもを育成するところ」に求めたのは、児童福祉の精神からいって当然のことであらう。

イ、「保育の原理」について

この原理の部分は、目標、方法、そして環境に分けられているが、これは、昭和二十七年にだされた従来「保育指針」で、保育の始め、保育の目標、保育者の機能と使命と分類されていたのと比較して、よほど原理という言葉を端的に示したものである。なかんずく、目標を説明に当つて、「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている」ものとして子どもをとらえているのは、今日、わが国の社会に

において最も誤まられている子どもへの抽入的教育観への反省として秀逸な表現である。そして、このような子どもを、

「現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎をつちかうこと」が保育の目標としているのたいへん適切である。しかし、このような目標達成のその具体的な項目として、七項目があげられているが、表現中、「くつろいだふんい気のなかで、情緒を安定させ」、「じゅうぶんに養護のゆきとどいた環境のなかで」、あるいは、「積極的に遊びや仕事をこなすように促し」といった部分は、今日の育児観の欠陥を補うものとしてすぐれているが、その他の部分は、幼稚園教育要領との同調を図ったためであろうが、そのため、かえって、物足りない感じを与えている。

保育の方法では、(3)の「生活の流れを調和のとれたものとし、特に子どもの自己活動を重んずること」さらに、(4)の「自発性をたいせつにし、興味や欲求を生かし、生活経験に即した総合的な指導を行なうこと」あるいは、(5)の「個別活動を配慮しながら、子ども相互の集団活動を重んずること」といった表現で、方法の原則的な点をおさえているのはすぐれていると思う。

2、保育内容構成の基本方針について

ここで、最も注目すべきなのは、保育内容の区分と年齢区分であろう。保育内容の区分が、年齢区分と関連づけて行な

われていること、さらに内容の区分の仕方、すなわち「領域」の設定方法に特色がある。とくに、低年齢の一、二歳から三歳にかけての区分の仕方は、その説明と相俟って、まことにすっきりとしたものといつてよい。すなわち、「生活」は生命の保持に直接関係のある活動、「遊び」はそれ自身を目的とした活動という二つの領域を設定し、この活動を年齢の発達に伴って、健康、社会、言語という領域を追加させることにより、分化を示している。しかし、四、五、六歳では、幼稚園教育要領における領域「音楽リズム」、「絵画製作」という、とかくその名称に問題の多かったものを、「音楽」、「造形」と変更した以外は、いわゆる六領域との一致を図っているかの如くであるが、むしろ、三歳までの線を積極的に押し進めた方がよりよいものになったと思うし、もし文部、厚生両省間の申し合わせが、この点に影響を与えたものとするれば、このまことにすぐれた領域区分の線を傷つけたものとして残念でならない。年齢区分も、子どもの心身の発達段階を示すものとしては、ほかに、もっといろいろな区分の仕方もあるだろうが、現場での計画作成の点も考えると、この程度のものが妥当であろう。

3、指導の基本方針について

十三の基本方針があげられているが、この中で、「生活の流れ」、「長時間保育」、「入所時の指導」、「組の編成」、「問題

行動のある子ども」といった項目は、保育所の本質的な性格からくるものもあるが、「組の編成」、「問題行動のある子ども」といった項目は今日の保育における問題に対処したものととして特記すべきものであると思う。

二、「発達上の特性」について

発達上の特性を、身体的、知的、情緒的、社会的生活の諸面に分けて概観しているが、この分類、記述の仕方にはいろいろあるが、このような性格のものでは、紙面にも制限もあることであろうし、その点では、極めて要領よく簡明に記されていると思う。

3、「保育内容」について

さきにあげた年令区分に従って章が設けられ、年令区分別に保育内容が述べられているが、その記述の様式は、

- 1、発達上のおもな特徴（発達上の要点）
- 2、保育のねらい
- 3、望ましいおもな活動（領域別）

4、指導上の留意事項

の四項に分けて述べられている。

この記述上の区分は、実は、実際に保育計画を作成する際に、大へん便利にできており、系統的な記述様式だといえる。

この内、指導上の留意事項は、かなり細かい点についてま

で述べられており、その中で、保母のあり方がかなりくわしく記されているので、これによって経験の浅い保母なども、基本的には大きなあやまちを犯すことを防ぐことができよう。例えば、五歳児のところでは、「保母の言動は子どもの美しいもの、よいものへの感受性を養うことに強い影響を及ぼすものであることに留意すること」といった風に述べられているなど、これである。

四、「指導計画作成上の留意事項」について

保育計画と指導計画を区別して用いてあるのは、教育要領で、教育課程と指導計画とに分けられているのと同様であるが、共に計画という言葉がついているため、現場などで、これを混同している向きもあるので、この両者のちがいを誤解されないよう、いまいし説明が加えられてよいと思う。（しかし、これは本質的な問題なので、本指針でふれる必要のないことなのかもしれない）

五、「保健、安全管理上の留意事項」について

この部分は、幼稚園教育要領では、全く記されていないものであるが、乳幼児を保育する上で、極めて大切な部分であると思う。一応、保育に当って重要な点はあげられているから、組全体を管理する上で熟読すべきであろう。

以上、指針の各章についての感想を述べたのであるが、全体を通して、極めて整然とした脈らくがあり、これまで、幼児保育の世界で、経験的に、従って、この世界のみに通用的ような用い方をされてきた言葉などについても明確な概念形成を行なっていることが、強く感じられる。

また、保育内容の区分についても、教育要領の領域区分と比較して、発想法において、極めて進歩した考え方といえる。

ただ、前にも述べたことであるが、文部省との話し合いによる協調が、むしろ、細部的に悪影響を与えたかの如き印象を持つが、この点、いかがなものであろうか。私は、さきに幼稚園教育要領（改訂）が公けにされた時、本誌より、今回と同様に感想を求められたが、その際、同要領の非民主性、内容の問題点にふれ、公認の幼稚園がこれに従うべきであるならば、私はあえて公認幼稚園である不名誉を返上したいということを書いた。

しかし、この指針をよんで、現場の保育所が、これをどのように受けとめるかは、今後の問題であろうが、少なくとも内容的に大へんすぐれているので、本指針に従うことにそれ程の矛盾はないであろう。しかも、すでに周知の通り、本指針の公刊されるより前に、全社協保母の手によって「保育要領」

（試案）が自主的に編さんされている。つまり、保育所の保育に関しては、民間の手になる「保育要領」と、厚生省の手になる本指針が公刊されたわけである。なお、本指針と並行して、厚生省では、ソース・ブックを編さん刊行している。

このソース・ブックは、保母養成機関でなされる講義の要点について記したものであるが、これらによって、保母養成、実際保育は、大きく進展することと思われる。保育の現場には、いろいろな問題が山積し、保育所の中には、保育の真の意義を理解していなかったり、理解してはいても、経営などの問題から、保育所のあり方を誤っているところも少なくはない。しかし、児童の権利を守り、児童を幸福にするためには保育所のもの意義は重大である。その意味で、本指針の刊行された意義は大きいと思う。

なお、本文でふれたように、「その他の児童（いわゆる「学童」）に関する保育（？）」に関しても、別に、一日も早く同様の性格を明確に意味つけるものが刊行されることを望みたい。そして、もし、保育という言葉の中に、学童を対象とするものを含めないのであれば、その点を明らかにして、ふさわしい言葉を設定することも、本指針で保育を乳幼児のみを対象とすることを明瞭に打ち出した以上、一つの責任といわなければならないであろう。

（玉川大学・栄光幼稚園）